

令和元年度 第1回 南島原市入札監視委員会 概要報告書

開催日時	令和元年8月2日(金) 午後2時00分～午後3時45分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3階 A会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none">① 南有馬衛生センター改修工事② 南有馬衛生センター改修工事監理業務委託③ 普通河川内野川河川改良工事④ 寺屋敷地区 畑 災害復旧工事 他4件⑤ 旧有馬商業高校解体工事(1工区～3工区) <p>3. 質疑案件</p> <ul style="list-style-type: none">① 不落後の入札で設計額の変更をしているもの、変更していないもの、使い分けはどうしているのか。② 建設業の許可工種区分に「解体工事業」が追加されたことに対する市の対応。 <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>

<p>出席者 (委員)</p> <p>(南島原市)</p>	<table> <tr> <td>委員長</td> <td>梅本 義信</td> <td>委員</td> <td>中村 良治</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>本田 博徳</td> <td>委員</td> <td>岩本 公明</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>山口 周一</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>伊藤 幸雄</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>管財契約課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課長</td> <td>山崎 繁光</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>契約班長</td> <td>敷島 和章</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>契約班</td> <td>竹下 耕平</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>衛生局 第一課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課長</td> <td>宮崎 託也</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務管理班長</td> <td>水島 隆雄</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務管理班</td> <td>高木 哲也</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>農村整備課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農地防災班</td> <td>山下 秀顕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>建設課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課長</td> <td>柘植 善和</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設改良班</td> <td>田中 健一</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>維持防災班</td> <td>川口 泰司</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>都市計画課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課長</td> <td>松藤 義孝</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画班長</td> <td>平湯 慎一</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>スポーツ振興課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>課長</td> <td>岡野 俊作</td> <td></td> </tr> </table>	委員長	梅本 義信	委員	中村 良治	委員	本田 博徳	委員	岩本 公明	副市長	山口 周一			総務部長	伊藤 幸雄			総務部	管財契約課				課長	山崎 繁光			契約班長	敷島 和章			契約班	竹下 耕平		市民生活部	衛生局 第一課				課長	宮崎 託也			総務管理班長	水島 隆雄			総務管理班	高木 哲也		農林水産部	農村整備課				農地防災班	山下 秀顕		建設部	建設課				課長	柘植 善和			建設改良班	田中 健一			維持防災班	川口 泰司		建設部	都市計画課				課長	松藤 義孝			都市計画班長	平湯 慎一		教育委員会	スポーツ振興課				課長	岡野 俊作	
委員長	梅本 義信	委員	中村 良治																																																																																										
委員	本田 博徳	委員	岩本 公明																																																																																										
副市長	山口 周一																																																																																												
総務部長	伊藤 幸雄																																																																																												
総務部	管財契約課																																																																																												
	課長	山崎 繁光																																																																																											
	契約班長	敷島 和章																																																																																											
	契約班	竹下 耕平																																																																																											
市民生活部	衛生局 第一課																																																																																												
	課長	宮崎 託也																																																																																											
	総務管理班長	水島 隆雄																																																																																											
	総務管理班	高木 哲也																																																																																											
農林水産部	農村整備課																																																																																												
	農地防災班	山下 秀顕																																																																																											
建設部	建設課																																																																																												
	課長	柘植 善和																																																																																											
	建設改良班	田中 健一																																																																																											
	維持防災班	川口 泰司																																																																																											
建設部	都市計画課																																																																																												
	課長	松藤 義孝																																																																																											
	都市計画班長	平湯 慎一																																																																																											
教育委員会	スポーツ振興課																																																																																												
	課長	岡野 俊作																																																																																											

【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>① 南有馬衛生センター改修工事</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】</p> <p>・ 不落の原因。</p> <p>【委員】</p> <p>・ 参加者数が2者となった理由。</p>	<p>【担当課】</p> <p>工事概要の説明</p> <p>【事務局】</p> <p>入札方式及び入札結果等の説明</p> <p>【事務局】</p> <p>・ 通常の建設工事の発注の際には、工種や工法、または数量などを明確にした参考資料を提示した上で、積算を行う方法で行います、今回の工事については、従来の発注方法とは異なり、設置する機器などの詳細設計から施工までを一括して行う「性能発注方式」という特殊な入札であったため、積算が困難であったと推察される。</p> <p>そのため、1回目の入札では、入札縦覧設計書に対し多数の質問があり、その回答に対する再質問、再回答を経て応札されたものの、2社ともに超過であった。</p> <p>2回目の入札時においても、入札縦覧設計書に関する、質問、回答がさらに繰り返され、それが結果として積算精度を向上、落札に至ったと考えている。</p> <p>【第一課】</p> <p>・ 不落の原因で説明した「性能発注方式」という特殊な入札であった事に加え、現存の建屋を残しつつ、また施設を稼働させながら、更新工事を行わなければならないという事が、参加意欲に繋がらなかったものと思われる。</p>

【委員】

・説明不足ではないかと取られる。

1回不落になって、設計額も変わっている
ので、設計書を作成し、決裁を取り直した
と思うが、1ヶ月という短期間で作り替え
るという相当な労力がかかったと思う。

前からも言っているが、「性能発注」とい
うのはあまりしてないと思うが、それに対
してどういう事が起こるかをもっと事前
に練って、発注してもらいたいと思う。
この短期間でこれだけを行うのは監督は
大変だったろうと思う。

準備不足というか初めての経験だったの
かもしれないが、これを契機に次の「性能
発注」に対してはそういう事があるという
事を十分認識されてやってもらいたいと
思う。

【事務局】

・確かに普段あるような工事発注方式では
ないので、担当もどのような方法でやればい
いのか、他市の状況とかを参考にしながら
設計を組んだと思う。

コンサルあたりの意見も聞きながら組ん
でいったと思うが、結果的にそこに説明し
ているように、何回となく入札業者からは
質問もきたという状況である。

確かに言われたような格好になった事は
否めなかったと思うので、今後さらに私達
としても努力していきたいと思っている。

**② 南有馬衛生センター改修工事監理
業務委託**

【抽出理由】

【委員】

- ・ 辞退が5件と多いのは何故か。

【委員】

- ・ あまりにも辞退が多いが、そんなに特殊なものなのか。前も特殊みたいだったが。

【委員】

- ・ この人達の資格は何を求めているのか。

- ・ それは技術士ですね。かつ技術士と清掃施設工事の資格を「かつ」にしているのか。「かつ」という事は両方持つという事か。

- ・ 建物か。

【担当課】

工事概要の説明

【事務局】

入札方式及び入札結果等の説明

【事務局】

- ・ 今回の更新工事は特殊なものである事に加え、経験を有する技術者の在籍状況や業務期間が約2年半に及ぶ長期間である事などから、技術者の確保が難しいと判断された事により、辞退が多かったのではないかとと思われる。

【第一課】

- ・ (仕様書より) 監理技術者としては直接雇用の監理が1年以上の者であって、技術士かつ清掃施設工事の資格を有するもの。
- ・ 衛生工学部門、総合管理部門、技術士である。かつ管理技術者の清掃施設工事の資格である。
- ・ 汚泥再生処理センターのリニューアル工事の設計施工の監理の実務経験を有するもの。
- ・ 建物の監理、工事である。

<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要するに建築の監理技術者か何かという事か。 ・なおかつ衛生工学か何かの施工監理技士ともう一つは経験か。 ・技術士と施工監理技士は両方持っていないとはならなかったのか。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「かつ」の意味はどういう意味か。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士を持ち、施工管理技士を持ってという意味かを今聞いている。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別々の人が持っていてはダメなのか。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それは言われるように別々でもいい、二人を置くかどうか。ただ「かつ」が付けば、一人で持つておかななくてはならない。その辺の文面がよく分からない。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二人で分担するのはダメなのか。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社で資格を持っている人を、その時の施工に合わせて出していいと謳ってあれば違うかもしれない。 	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験がある、先程申し上げた技術士で、なおかつ施工経験がある。 <p>【第一課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験である。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それは「かつ」だから、一人でそれだけを持っていないといけないという条件だったという事か。 <p>【第一課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうである。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今のが総括責任者としての資格になるので、両方を兼ねて持っているという事で仕様書に謳ってあると思う。
---	--

【委員】

- ・総括責任者、現場に常駐させるのは、どういう資格を持っている人か。
そういう人を現場に置いておきなさいという事。
要するに自分達が施工管理をするのに、資格が何も無いし、分からないからコンサルから雇って、委託するという事か。
- ・だから現場には、その資格を持った人は来なくてはいけない。
- ・「かつ」にして一人に負わせなくても、その会社が工程上に配置できれば、二人でも三人でも人を配置できる。
要するに大きな工事ならば、一人でそういうものを持たせるような一般競争入札の発注があったりするかもしれないから、そういう人は出したくない。「じゃあいいですよとそこの会社で持っている人を出せばいいですよ」と、そういう事ができるかどうか分からないが、資格持ちがたくさんいれば。
- ・変わらない。会社が負担する。
- ・負担してでも、発生するのは旅費ぐらいなもので、そこにいる人件費は変わらないから。
会社に報告に行ったりする、大体そこまでは一般管理費の中に普通は入っていると
思う。

【事務局】

- ・そうである。
- ・そうすると、当然設計額が変わってくるのではないか。
- ・ただ、会社としては積算をある意味では負担する可能性があると思われるが。

<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日数は、監督する日数が書いてあるのではないか。 ・それは私も感じている。もし分割して出せば、会社はもっと出来たかもしれないと思って聞いてみただけである。 ・「かつ」という、一人で持っておけという、一人で持っている人はどちらかという「新設」の現場に出したいという思いがあったりすると思う。 技術士の総合管理を持っている人はそういう風に思っているかもしれない。 ・会社はその営業を出している所を指名すれば技術者がいるだろうと。ただダブルと思っているかどうかはまた別だろう。だから会社は持っているけど、その人を使っていけば辞退をする会社はたくさんある。 ・2年半従事する時に、例えばコリンズとかで出さないといけないとその人はそれしかできない、専任という事。 ・例えば発注者側と話をして、その稼働期間中だけいいという契約書とか特別なものを結べば、その都度変えていいのかもしれない。そういうものでも相手の意欲は全然変わらなと思う。 	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日数とかはどうなってるのか。 ・今回の辞退が多かった理由については、「かつ」で縛ってたものだから辞退が多かったと思われる。 ・条件方法が厳しくなってしまった。 ・その資格を持っている会社を指名しているが、実際、応札せずに辞退しているのは技術者が確保できないという事か。 ・そうである。
--	--

【委員】

・ 辞退の理由、ここに「技術者の確保が難しいと判断された事により」というのは業者の方からの話も出ているのか。

・ ここに載っている会社の規模は大きいが、それでも技術者はいないのか。

【委員】

・ 例えば、技術士を持っていて、給料1千万近く持っている人間を、2年半なら単純に2千5百、すると会社としてはその5割増し以上、極端に言えば2倍はもらいたい、すると5千万になる。

【委員】

・ そうですね、合わないですね。

【委員】

・ 1. 5倍でやっこの額ぐらいかと思う。

【委員】

・ この工事で利益はどのくらい見込んでいるのか。どのくらい儲かるのか。

【委員】

・ 3割儲かる、直接原価を引いた残りか。どういう計算をしているのか分からない。この辺を業者はシビアにコスト計算する。儲からないから、辞めたのか。

【委員】

・ 資格がないだけでなく、このお金で、この技術者は出せないという会社もあるかもしれない。

【事務局】

・ 一応、辞退をされる時に辞退届というものを出示してもらう。そこに辞退の理由を書いていただくが、主な理由としては「技術者の確保が難しい」である。

・ 不明だが、コンサルは概ね3割ぐらいと思われる。

【委員】

- ・絞らなくても良かったのではないか。
10社じゃなく、たくさん入札参加してもらい、実際、絞る必要があったのか。

【委員】

- ・それはあり得る。一般競争入札にすれば、
こういう資格を持っていて、その資格をど
ういう風に使うかちゃんと明示してあれ
ば、うちで出来るという会社があったかも
しれない。

【委員】

- ・半分くらい辞退だから、公平なのか素朴
に思う。よほど利益が取れないのか、11
社目以降の人が本当はしたい人がいたの
ではと思う。
- ・会社は利益追求論である。だから辞退を
減らして、みんな入札をして、その中で
落札というのが理想的だと思う。

③ 普通河川内野川河川改良工事

【抽出理由】

【委員】

- ・制限付一般競争であるのに、入札額が最低制限価格帯3者（1者は失格）予定価格帯5者（4者は超過）と割れた原因。

【委員】

- ・直接工事費までは、そう差が無いという事ですが、例えば仮設に対してのいわゆる仕様書がありますよね、仕様書の読み取り方がそんなに難しかったのか。

【担当課】

工事概要の説明

【事務局】

入札方式及び入札結果等の説明

【事務局】

- ・本工事は土木一式工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等について統一的なものであるため、参加業者から提出された工事費内訳書を検証した結果からも、直接工事費については、発注者側の積算（官積算）と応札側（民積算）における差は、ほとんどなく、各業者ともに適正な見積をされていると判断している。しかしながら、本工事は河川工事であるため、水替え（締切って、水をかわす作業）や施工現場までの仮設道路の設置が必要な工事となっており、入札参加資格を満たす業者が18者いるにも関わらず、8者のみの参加となったことから、施工条件が厳しい現場であったものと思われる。その中で、3者については、高い落札意欲を持って応札されたが、他の5者については落札意欲が低かったと推測している。

【建設課】

- ・仮設については、工事図面と一緒に添付しており、数量についても記載しているので、そういう風に難しかった訳ではないと建設課は考えている。

【委員】

- ・ そういうところでどうして差が出たのかというのが不思議だから質問している。直接工事は度外視して、あと低かったのが仮設であろうというなら、どうしてそんなに差が出たのか。
- ・ 直工の上に入っているのか。
- ・ この直接工事費とはどういう事か。別枠で分けている訳じゃないという事か。
- ・ この工事費内訳書を検証した結果からも、直接工事費について、官民の差はほとんど無くと書いてあるが。
- ・ だから直接工事費の上に仮設費であるという。そうしたら直接工事費で差が無いと文面で読むが。
- ・ ただ土木の場合は、一般管理費や現場管理費は公表しているのではないか。
- ・ 金額があれば、それに対しての率を選ぶだけだから、そんなに差が出るかと。4者は超過、あと2者は入っているが、特に最低に近いのが3者、1者が不落という、そういう差がどうして起こったのかというのがあったのだが。

【建設課】

- ・ 仮設の方も直接工事の方に入っているが、仮設の工事の部分である。仮設道という事で工事の方に入っている。
- ・ そうである。
- ・ そうである。
- ・ 直工の上の仮設工の中で「締切り」であるとか「水替え」であるとか見ている。
- ・ おそらく管財の回答は、直接工事費としては業者から出された工事費内訳書から見た時に直工は変わらない。その下に一般管理費、現場管理費があるので、その差というかバラツキがあったと思われる。
- ・ その業者の捉え方が逆にどうだったのかという所である。

【委員】

- ・あんまり私は好きではないタイプ。この業者達はまじめにしたかというのは。

【委員】

- ・現場管理費が違ってくる。

【委員】

- ・そうなると、何のための制限付一般競争かと思う。形だけみなさん、付き合わされて、そういう入札がまかり通っているという事である。

【委員】

- ・指名じゃないから。

【委員】

- ・こういう事が起これば、どういう風に改善すべきかという事が、みなさんに課せられる問題になってくる。
だから一つは、内訳書を出してと言ってる訳である。
そしておかしい業者に対してどういう風に対処するかと。
他の入札は極端に言えば10万か、50万くらいの間に入ってる業者が何でこう割れるかという話である。

【建設課】

- ・先程の業者から出てる工事費内訳書を見ると直接工事費、その下の共通仮設費、これは敷鉄板だったと思うが、その辺まではほぼ同じような金額になっている。
ただ、その先の現場管理費と一般管理費を見るとかなりのバラツキがあるように思える。

【事務局】

- ・おそらく先程、説明したように落札する意志が無く、外してきたのかと思われる。

【委員】

・最初に、この説明で、一瞬納得したのは、そういう事は昔起こりえていたと、だけど、その時にみなさんの説明はどうだったのかという事で、どういう風に仕様を書いていたかと聞いてみた。

そうするとこういう返事がくる、入札としてこういう事があれば、何か手を打たないと、形だけの入札をされてる感じがする。本当にやりたい業者が3者だけ、後はもうお付き合い、それが一般競争の中に存在している。何か考えないといけない。

・抽出案件①と同じで見積か何か入っていて、その分の説明が不十分でこういう事になったのかと思って聞いてみた。

二つの質問とも、そういう趣旨だったが、ただ別の問題が出てきたように思う。

【事務局】

・特に土木工事の場合は、それぞれの業者で積算の根拠がはっきりしているので、本来的にこんなに差が出てくるのはおかしいというご指摘だと思う。

④ 【24】 寺屋敷地区 畑 災害復旧工事

【25】 市道南三蔵原線災害復旧工事

【26】 市道岩戸堀川線道路改良工事

【27】 市道出口仁田原線舗装工事

【28】 中谷山地区 畑 災害復旧工事

【抽出理由】

【委員】

- ・いずれも入札参加業者（7社）が同一で、内5社が辞退、1社が価格超過の入札方法で、同一業者のみが両工事を落札しており不自然。【25, 26】
- ・入札参加業者【25, 26】の案件とほぼ同一業者でほとんどが辞退、1社が失格して【25, 26】の落札業者が【27】を落札し、【28】においては、上記落札業者が価格超過となり、【27】の失格業者が落札しており、不自然な入札と思料される。

【担当課】

工事概要の説明

【事務局】

入札方式及び入札結果等の説明

【事務局】

- ・今回抽出していただきました、【24】～【28】については施工場所がすべて加津佐町である。業者を選定する際、地域性を配慮し、施工場所付近の業者から選定した結果、指名業者が重なる事がある。また、辞退された業者の理由としては、「配置できる技術者がいない」、「手持ち工事が多いため工期内に完成できない」等の理由である。それらの事から推測すると、手持ち工事があり、技術者や作業員の確保が難しい事から、入札の参加意欲が無く、結果的に2者により、数件の案件を取り合った状況になったと思われる。

【委員】

- ・ 5 件の工事について、ほぼ同じ業者が指名（5～7 業者）されているが、辞退が多く、実質 2 業者の入札となっており競争原理に疑問がある。理由は何か。

【委員】

- ・ 結局、少額でもあるし、種別も災害とか道路とか、そういった工事だというのは分かるが、指名競争という事で、出来るだけ 5 者、7 者とかそういった形で指名されているけど、結果は 2 者だけの競争でほとんど同一業者、1 つの業者が 4 件の落札という事になっている。

地域的には加津佐という事だが、指名された業者、5 者ないし 7 者はこれも全部、旧加津佐町の業者か。

- ・ 先程も言ったように全部 1 1 月の同じ日で、業者も狭いという事で、こういう結果が起こりうるんじゃないかと思う。
旧町については、ほぼ旧町でという事があるのかもしれないが、こういう風に日が被る時はもう少し、実際は 3 0 0 者ほど業者がある訳だから、もう少し幅を広げるべきという気がしており、質問したところである。

【事務局】

- ・ 同一日に同じ地域の施工場所（加津佐町）を多数発注するにも関わらず、地域性を重視した業者選定とした事が要因と思われる。

今後、同じような状況で発注する場合については、地域性も当然考えながら、今まで以上に業者の落札状況や指名状況を考慮して業者選定を行う事で、競争性の確保を図っていきたいと考えている。

- ・ 加津佐町と一部、口之津町を入れている。

【委員】

- ・順番に、先に落札された方については、次の入札については少しデメリットがあるという事か。

【事務局】

- ・確かに、ご指摘の点はその通りだと思う。普通であればこういう同じ日に複数重なる分については、同一工種という入札方法を取り、例えば5つなら5つとして、同じ業者を落札出来ないという方法もあるので、今後そういう事を考えていかなければいけないという風に思っている。一般競争入札ではそのような事をしている。

- ・そうである。

**⑤ 旧有馬商業高校解体工事
(1工区～3工区)**

【抽出理由】

【委員】

- ・ 解体工事を3工区に分割した理由は何か。

- ・ いずれの工区も最低制限価格のランダム係数に関わらず、多くが失格になっている。理由は何か。

【委員】

- ・ 失格が多いのは何故か。
(18件が失格者)

【担当課】

工事概要の説明

【事務局】

入札方式及び入札結果等の説明

【事務局】

- ・ 3工区に分割した理由としては、解体工事の現場である旧有馬商業高校の敷地は広く、工区を分割しても作業工程に影響がないと判断した事から、市内業者の受注機会を拡大する事を目的に分割発注としたものである。

【都市計画課】

- ・ 今回の案件については、見積を使用したものは市独自単価で公表しており、建築コスト情報・建築施工単価には該当ページ数を明記し、諸経費の区分についても明記している。
ただし、県単価については公表できないため、この分で違いが生じ、官積算と民積算の誤差が出た事によって失格者が多数出たものと考えている。

- ・ 先程、委員からのご質問で回答したとおり、県単価については公表できないため、この分で官積算と民積算の誤差が生じた事によって失格者が多数出たものと考えている。

<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県単価というのは何か。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業者は低い単価で計算して、失格したという意味か。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県単価が民で想定されてるより高いという事か。 	<p>【都市計画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県単価というのは、長崎県が積算資料、物価本を基に作成した「この作業はいくらです」というものを独自で作っている。それを市としても公表しないという事で使わせて頂いている。当然、長崎県の入札におかれても、県で作られた単価だが、その分の金額は公表していない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤差があるのは先程言ったように、見積を取った分については、その金額を明示している。積算資料の本から使用した分も、ページを明示しているので、そこの差は生じないという風に考えている。だから、公表されてないのは、県単価分の単価のみである。その単価は、少し高いとか、手間がどうか、取り間違いとか、県単価の金額を計算する時に、少し安く積算されたとか、それが要因かと思う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の工事では、安めに推定をされている結果、安いといっても僅かな差が積み重なって、今回ギリギリの所で失格となったものが多かったと思われる。79. ~%とか、そこの差が失格者の多い所のギリギリの所で失格となって、出ていると推測している。
---	---

【委員】

- ・ 県も最低制限は80%、それで同じ80%にしていると。それがなければ、この解体工事の質というのはどうあるのかよく分からない。

80%という解体の最低制限価格の設定というのは、県は逆に上げようという話もあるみたいだが。

- ・ もう90%なのか。

【委員】

- ・ 先程の6200万で実際、利益はどれ程、見越してるのかと、絶対利益がいくらか。その売上げが大きいから、率をかけるなら利益も当然大きくなる。

でも、大きくする必要があるのでと思う。企業の経営としては、例えば、150~160万の間で3割も4割も率をかけるのはいいが、6000万もあれば2割で十分だろうと思う、経理マンとしては。

だから、その工事の質云々というか、解体はそんなあるのかと思った。また、きちんと分別するから、そういうものかと思う。

【事務局】

- ・ そうである。
- ・ 県は現在90%である。

- ・ そうである。本市はまだ80%である。

- ・ 議会からは解体について、もう少し最低制限を下げろという話もある。ただ、県が上げる傾向にあるので、市としては現状維持をお願いして、今に至っている。

【都市計画課】

- ・ 工事の積算の中で、直接工事費と諸経費というのがあるが、解体の場合は諸経費が計算すれば低くなる。

だから、それを県が考えられて諸経費が少ないので、90%でされてるのかと思う。解体工事の質というのは、リサイクルとかそういう産業廃棄物の適正な処分、また工事現場における安全、事故が無いように安全の管理をするという部分で、質という風になってくるかと思う。

【委員】

・議会では、最低制限を外せという意見もあるのか。

・それはよく分かる。上げろというのがむしろ分からないという感じがしない訳でもないが。

【委員】

・解体で質を上げるというのは、解体業者というのはどちらかというと、急激に成長してきたから安全管理が疎かな業者だというのはある。

解体業者の単価が、どれくらいの安全管理をさせるとというのは、その見方において、単価が変わっているようになると思う。

・ただ、その安全管理をさせるというのが、土木の物を作る時と違って、どういう監督をすればいいか、監督する方もよく分かってないのではという事もあって、外から見ればただ壊すだけというか、手間的に安いのではないかと感じるのではないか。

・解体はどうしても壊してしまえば終わりという事があって、丁寧な業者も荒い業者もいる、きちんと指導しなくてはならない業者もいる、そこの差が大きい。それで我々はどっちがどっちと中々見分けきれないでいる。

【委員】

・結局、業者の決算書の内容を見た時にこれが一番はっきりすると思う。

【委員】

・それは多分、分かっているとは思う。

【事務局】

・そうである。

【委員】

- ・どのくらい儲かってるか、要はそこにかかってくる。

【委員】

- ・かなり儲かってるから、これだけ業者が入札に参加する。

【委員】

- ・例えば、解体する時に足場が必要、どういう足場を組むかという、いわゆる業者の技術だが、安く出来る業者もいれば、そこで差がつく。だけど、それすら手抜きする業者もいる。その辺をきちんと一件、一件させればどれだけの金がいるかと思う。

役所の発注というのは、そこを踏まえて発注しなくてはならないという事があるから、多分、県はそこを確実にさせるために9割にしてる。

【委員】

- ・純粹にそれだけかと。

【委員】

- ・安全管理の問題か。

【委員】

- ・産廃処理費は、設計書に全額計上し、調書（マニフェスト）で確認出来るので、計上した金額は使われてるはずである。業者間のバックマージンは分からない。

【委員】

- ・それが少し分かりかねる。
このコスト面の計算上は会社の決算書上の話になってくるので。

【委員】

- ・これは県が数年前からずっと言ってる、要するに長崎県の人件費が上がらない。そうすると会社を経営してる人に、極端に言ったら、今でいう熱中症対策でもいいから、こまめに上げなさいと言うが上げない。だから、人件費が上がらない。そこに入ってる人に対する福利厚生代として。それを積み上げても労務単価が長崎県は確か十年前、九州で一番低かったと思う。

【委員】

- ・今もそう高くはないと思う。

【委員】

- ・それで、底上げしようと言って、県の建設企画課あたりが業者を回ってるけど、なかなか出来ていない。

【委員】

- ・地域性がある。そこにかかってくるので、最低とか云々というのが、少し無理な話もあるのかと考える。

【委員】

- ・行政として、本当ならばその支払い法を確認すべきである。

【委員】

- ・どうやってチェックをするのか。ほとんど困難である。

【委員】

- ・まだ、解体工事は南島原市では増えるのか。小学校か何とか。

【事務局】

- ・解体工事は常にこういう状況である。

【委員】

- ・当然、新規の工事もあるか。

【委員】

- ・この理由で、管財契約課が市内業者の受注機会を拡大する事と言った所だが、A, Bランクを最後まで、一緒にしてるが、どうしてBランクだけにしないのかと思う。そうしたら確実に取る業者が違うと思う。

A, B混合にしたら上が落札するかもしれない。極端に言ったら、この3つ共、一緒の業者が落札するかもしれない。

- ・受注機会があるならば、さっきの話じゃないが、指名を明らかに分けた方がいいと思う。指名か、その資格を。そうしたら、業者が競争して、そのランクがいなければどうするかとなるけど、多分10者くらいいたのではという風にこの理由書を見て思った。要するに、市内業者の受注機会という事は市内の各業者に落札してもらいたいという事だと思う。最初から絶対2つは落札出来ないというスタイルで発注した方がいいと思う。

【事務局】

- ・新規が増えるという事はないと思うが、解体は当分、続くのではないかと思う。
- ・そして、今度は口之津庁舎も解体しないとならないだろう。

【都市計画課】

- ・基本はずっと続くという感じである。

【事務局】

- ・この分については、類似工事になってるので同じ業者は落札出来なくなっている。

【委員】

・要するにA、B混合が得という事か。

・ランク混合を使い出すと歯止めが効かなくなる。ランク混合は出来れば止めた方が、自分たちの身を守るのも守りやすい。ランク混合が出来たら、あそこに入れろとか言われたりというのがある。

【委員】

・そう言うと、入札に入らないと言う業者もあるのではないか。

【事務局】

・A、Bの場合、私達の考えでは、Aの業者の受注機会は少ない。

工事の場合はAランクの方が多から。それで、出来るだけBランクの業者と同じくらいの受注機会を与えたいという事で、こういう場合はA、B混合でやるという事もある。

・先程の話だが、後で委員から質疑で上がってくる解体の件に、少し繋がってくると思うが、今、経過措置というものがあり、解体工事業という工種が新たに入り込んできた。

去年が経過措置の期間中でもあり、より多くの方に経過期間中という事で、Aランク、Bランクが入れるような状況で公告を出したり、指名をしたりという流れで考えている。

本年度、6月1日以降については、経過措置の期限が切れましたので、解体工事業という許可を持っていないと工事に参加できない。経営審査事項を受けていないと参加できないという状況になってきたので、今後は解体工事業だけという縛りが出てくると、先程、委員が言われたように、AランクだったらAランクだけ、BランクだったらBランクだけという考え方で検討している。

3. 質疑案件

【質疑内容】

①不落後の入札で設計額の変更をしているもの、変更していないもの、使い分けはどうしているのか。

【質疑内容】

②建設業の許可工種区分に「解体工事業」が追加されたことに対する市の対応。

【事務局】

・今回の審査対象期間である、平成30年10月から平成31年3月までの入札状況としては、19件の不落案件がありました。その内2件は、設計数量見直し等による設計変更を行っており、残り17件については入札月が変わるため、一部単価更正に伴う設計額の変更はあったものの、委員ご質問の設計変更はありませんでした。「設計額の変更をする、しないの使い分け」については、基本的には、設計変更は行わず、業者を変更（指名替え）して再入札を実施している所である。しかしながら、応札の結果を踏まえ、現場条件を見直したり、施工方法を変更したりするなど、設計を変更し、初回と同じ業者で行う場合もあります。

・先程の案件で少し出てきたが、建設業の許可工種区分に「解体工事業」が追加された事で、本年の5月31日までは経過措置として、「とび・土工・コンクリート工事」の建設業許可及び経営審査事項の「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の項目の審査を受けており、かつ、本市に工種の希望を出していれば、参加資格を満たすものという取り扱いを行ってきた。経過措置期間が終了した6月1日以降は、「解体工事業」の建設業許可及び経営審査事項の審査を受け、かつ、本市への工種希望が出されていない場合は参加資格は無いという取り扱いをしている所である。

<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「解体工事業」の建設業許可というのは、今ここに有馬商業あたりを応札された業者は大抵、解体の建設業許可を取れるようなものなのか。それとも厳しくなるのか。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランク、出来高に応じて変えるのか。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大体、規模が大きいと思うが。 	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者への事前の対策として、毎年、年度当初に業者説明会というものをやっていますが、平成29年度以降のその説明会の中で、先程述べた取り扱いとなる旨を説明し、解体工事業を希望される場合は、各業者において早めの対策を講じられるよう周知をしていた所である。 <p>また、それでも対策が遅れた業者への対応として、原則としては、年度途中の工種追加は認めていませんが、解体工事に限り、特例として「解体工事業」の建設業許可、経営審査事項の審査結果があれば、年度途中でも解体工事業の工種追加を希望する事ができるような配慮をしている所である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可は取れる。 <p>・出来高に応じてランクも変えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際、経営審査事項という項目があり、その解体工事業というのも、経審を受けられた方には今は項目が記載されている。その完工高の箇所にも、実質、今まで「とび・土工」で挙げていた方の解体にまだ移されていない状態というか完工高0とか、そういう事ありますので、一応市の基準としては経過措置という欄がまだ存在しています。
---	--

<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置というのは具体的にいつまでの期間か。 ・6月1日以降は解体工事の許可を持っていないとダメという事か。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「とび・土工・コンクリート」を持っていれば、解体工事の許可は通常取れるか。 ・そこら辺の安全基準あたりの事が「とび・土工」の建設業にプラスである、その解体工事については、安全面というのが重視されるから、何か入ってくるのかと思うが。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経審にはどうか。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これが許可するとかいう事ではないだろうから。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな要素なのはそこと思うが。 	<p>【事務局】</p> <p>その完工高か解体の完工高どちらかで金額が挙がっていれば、その金額以上は対象とするという事で今、条件を出している所である。</p> <p>来年以降、次の経審を受けられる時には経過措置という欄が実質無くなってくると思われるので、解体工事という所の完工高には実際の完工高を挙げられていると思うので、そこをまた参考にしていこうという風には考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年の5月31日までが経過措置期間で、年度途中の6月1日以降は経過措置が終了している。 ・持っていないとダメである、併せて経営事項審査を受けていないとダメである。
---	---

<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none">・高度成長期の物が今からどんどん解体される、対応年数が過ぎてきているから。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none">・耐震があるから、耐震に耐えなければ壊せになってしまう。 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none">・ちょっとしたものでも、1億とかすぐにかかる。 <p>【委員長】</p> <ul style="list-style-type: none">・これを持ちまして質疑案件を終了いたします。他にございませんか。 <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p> <p>【委員長】</p> <ul style="list-style-type: none">・では、これを持ちまして、令和元年度第1回 入札監視委員会を閉会いたします。ありがとうございました。	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none">・今から公共工事として、解体は増えてくると思う。ほとんど30～40年経った建物が多いから。それについては、いずれかの段階で解体をしていき、新しい物を造るなり、解体したままで更地にしてしまうとか、そういう状況になってくると思う。・本市の公共施設もほとんど30年以上が大半である。 <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none">・本日は懇談会を予定しておりましたが、都合により延期させて頂き、再度調整させて頂きますので、よろしく申し上げます。 <p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none">・お疲れ様でした。
---	---